

インボイス制度導入により  
事業環境変化の影響を受ける一人親方の皆様へ

## 税理士による

# インボイス早わかりセミナー開催

インボイス制度を理解しないと取引先からの取引見直しや税負担の増加につながるかも！？

令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。この制度が始まることにより、適格請求書発行事業所の登録手続きや、請求書・領収書に必要事項を記載する等の対応が必要となります。

課税事業者の方は、仕入先や下請先が免税事業者の場合は、仕入控除ができなくなる、免税事業者の方は、販売先や元受けからの受注が無くなる恐れなど、自社と関連している事業所全部が関連してくる制度です。制度が始まっても困らないため今から準備を進めましょう。

- ◆開催日 令和5年 1月20日 14:00～15:00（セミナー）  
15:00～17:00（個別相談会）  
令和5年 1月24日 13:00～16:00（個別相談会）  
令和5年 1月25日 13:00～16:00（個別相談会）

個別相談 20日 2組（1時間×2組） 24日 3組（1時間×3組） 25日 3組（1時間×3組）

◆金額 無料

◆場所 高山商工会議所

.....（切り取らずにこのまま送信してください）.....

高山商工会議所 行		講習会参加申込書		年	月	日
事業所名		TEL				
住所		FAX				
受講者名		メール アドレス				

記入頂いた個人情報につきましては、講演会に開催に係る受講者名簿の作成、出欠確認、講演会運営等に関する目的  
のみ使用いたします。